

公 告

(武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

令和4年 1月 31日

国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所長 阿部 成二

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間又は直轄区間外において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川及びダムの巡視、応急対策工事、災害対策用機械（排水ポンプ車等）の運搬・運転を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定期間

基本協定締結区間は別表－1を予定しており、各区間毎に基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月31日

(4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、武雄河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、希望した水系別（六角川・松浦川・嘉瀬川（以下、3河川という。）・厳木ダム、の間で技術資料を評価し、水系別の協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、各協定締結区間については、協定締結者選定後、武雄河川事務所において決定する。

また、各出張所等の管内における協定締結区間数に対する協定締結希望者に過不足が生じた場合は、本店所在地等の条件により別途調整する。

但し、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事は行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3.4年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3.4年度一般土木工事に係るB等級又はC等級、D等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和4年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされて

いる者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）

なお、令和 4 年 4 月 1 日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

（3）会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）九州地方整備局の管轄区域の内、表－1 に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

（表－1） 各出張所等管内における該当本店所在地

水系名	出張所管内	対象 区間名	協定締結者数	本店の所在地
六角川	朝日出張所	朝日－ 1 ～ 10	10 社程度	佐賀市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町
	牛津出張所	牛津川－ 1 ～ 9	9 社程度	
松浦川	松浦川出張所	松浦川－ 1 ～ 12	12 社程度	唐津市、伊万里市、有田町
	厳木ダム 管理支所	厳木ダム	1 社程度	
嘉瀬川	嘉瀬川出張所	嘉瀬川－ 1 ～ 6	6 社程度	佐賀市、小城市

（5）経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 3. 4 年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を令和 4 年 4 月 1 日時点において受けていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 3. 4 年度の一般土木工事に係る B 等級又は、C 等級、D 等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和 5 年 3 月 31 日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

（6）協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（7）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

【河川（六角川、松浦川、嘉瀬川）・厳木ダム】

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745

国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所

電話：0954-23-7931（直通）

FAX：0954-23-5192（直通）

担当者：工務課長 下村 幸一

工務課専門職 福井 重夫（常勤松浦川出張所）

（電話 0955-77-1735）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和4年1月31日（月）から令和4年2月22日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 2階 工務課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付または電子メールにより交付する。
電子メールの場合 FAX にてメールアドレスを担当部局に送付することとするが、フリーメールアドレスは受け付けない。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和4年1月31日（月）から令和4年2月22日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（1）に同じとする。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
- (2) 3河川・厳木ダム間の重複した申請は認めない。

(別表一)令和4年度 武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定締結区間(土木)

No.	班 別	水系	河川名	左右岸 の別	区間	距離 (km)
1	松浦－1班	松浦川	松浦川	左岸	0 k 000 ～ 6 k 400 (山原橋)	6.40
			松浦川	右岸	0 k 000 ～ 4 k 400 (久里橋)	4.40
2	松浦－2班	松浦川	松浦川	左岸	6 k 400 ～ 13 k 200 (山原橋) (久保橋)	6.80
			松浦川	右岸	4 k 400 ～ 13 k 200 (久里橋) (久保橋)	8.80
3	松浦－3班	松浦川	徳須恵川	左右岸	0 k 000 ～ 4 k 675 (徳須恵川合流点) (徳須恵橋)	9.35
4	松浦－4班	松浦川	厳木川	左右岸	0 k 000 ～ 5 k 280 (厳木川合流点) (本山橋)	10.16
5	松浦－5班	松浦川	厳木川	左右岸	5 k 280 ～ 8 k 450 (本山橋) (鶴橋)	3.17
6	松浦－6班	松浦川	厳木川	左右岸	8 k 450 ～ 14 k 600 (鶴橋) (ダム下流端)	6.15
7	松浦－7班	松浦川	松浦川	左右岸	13 k 200 ～ 18 k 430 (久保橋) (JR鉄道橋)	10.21
8	松浦－8班	松浦川	松浦川	左右岸	18 k 430 ～ 25 k 170 (JR鉄道橋) (山西橋)	13.48
9	松浦－9班	松浦川	松浦川	左右岸	25 k 170 ～ 28 k 500 (山西橋) (桃川新橋)	6.66
10	松浦－10班	松浦川	松浦川	左右岸	28 k 500 ～ 31 k 400 (桃川新橋) (直轄上流端)	5.80
11	松浦－11班	松浦川	徳須恵川	左右岸	4 k 675 ～ 8 k 250 (徳須恵橋) (志気橋)	7.15
12	松浦－12班	松浦川	徳須恵川	左右岸	8 k 250 ～ 14 k 400 (志気橋) (直轄上流端)	12.30
巡視延長						110.83 km

1	厳木ダム班	松浦川	厳木ダム	左右岸	14 k 600 ～ 17 k 400 (ダム下流端) (ダム上流端)	5.60
巡視延長						5.60 km

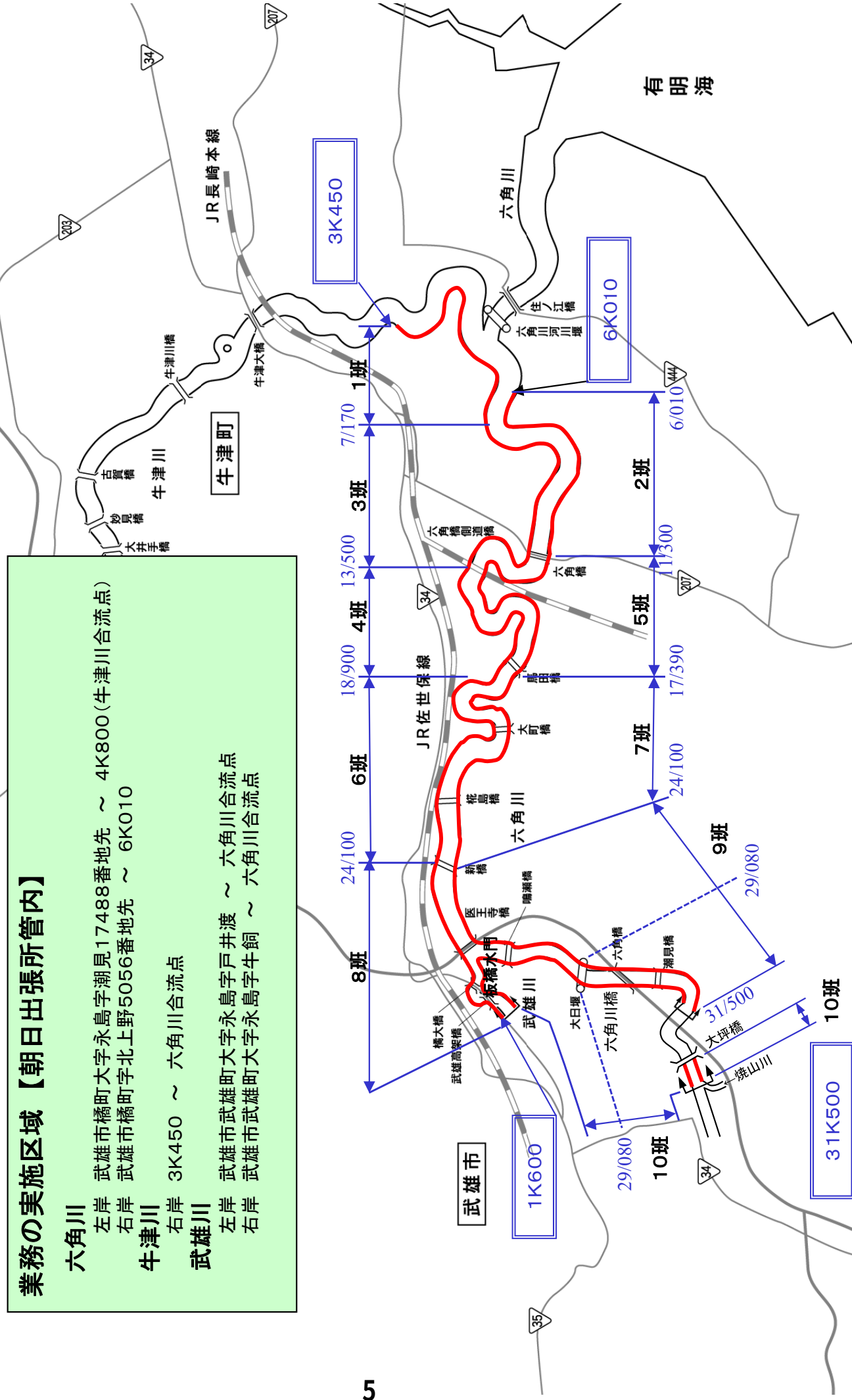
1	嘉瀬川－1班	嘉瀬川	嘉瀬川	左岸	1 k 300 ～ 7 k 800 (JR鉄道橋)	6.5
2	嘉瀬川－2班	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	1 k 440 ～ 7 k 800 (JR鉄道橋)	6.36
3	嘉瀬川－3班	嘉瀬川	嘉瀬川	左岸	7 k 800 ～ 13 k 200 (JR鉄道橋) (徳瀬橋)	5.4
4	嘉瀬川－4班	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	7 k 800 ～ 10 k 450 (JR鉄道橋) (池森橋)	2.65
		嘉瀬川	祇園川	左右岸	0 k 000 ～ 1 k 100 (直轄合流点)	2.2
5	嘉瀬川－5班	嘉瀬川	嘉瀬川	右岸	10 k 450 ～ 16 k 600 (池森橋) (直轄上流端)	6.15
6	嘉瀬川－6班	嘉瀬川	嘉瀬川	左岸	13 k 200 ～ 16 k 600 (徳瀬橋) (直轄上流端)	3.4
巡視延長						32.66 km

河川巡視総延長						260.00 km
---------	--	--	--	--	--	-----------

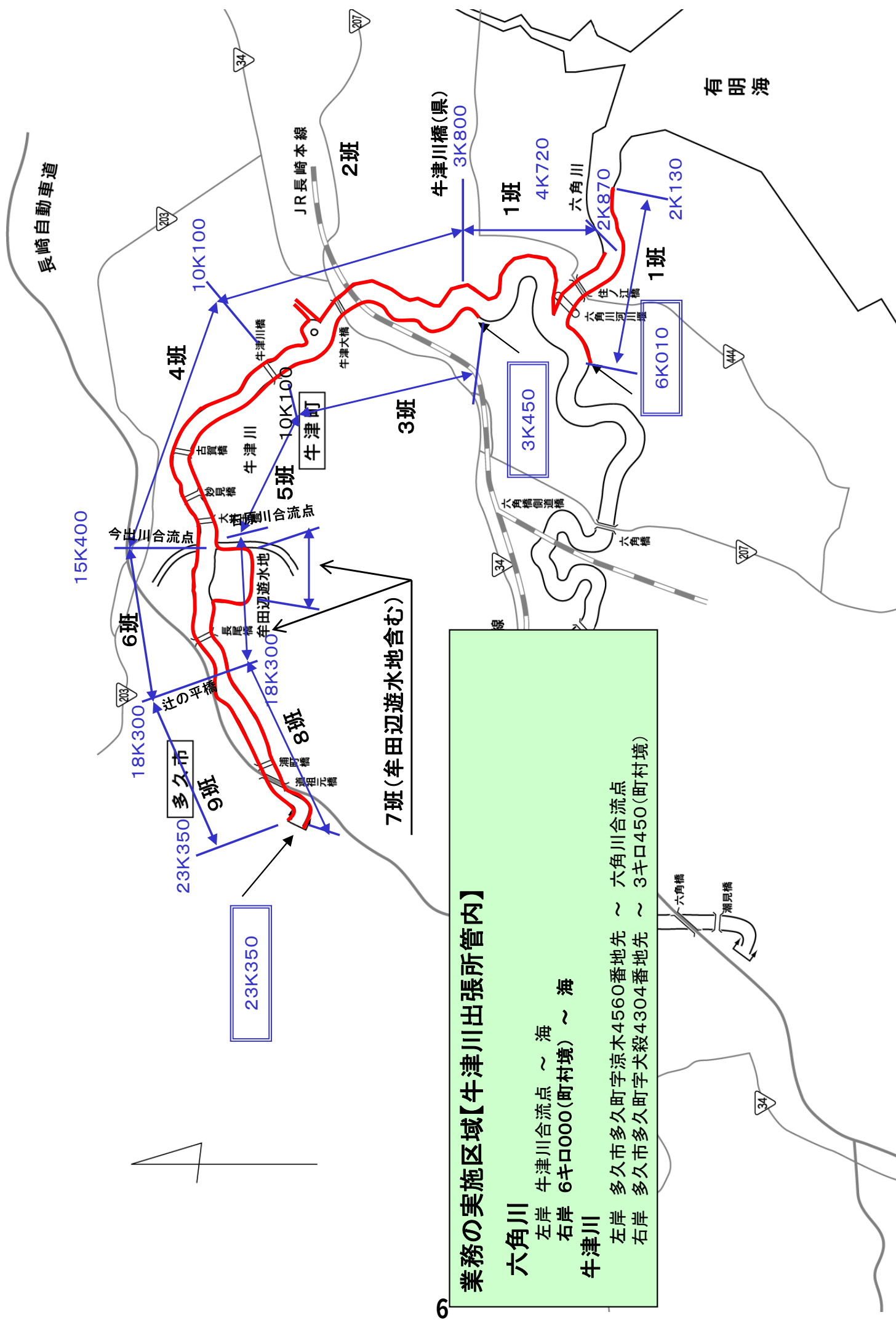
No.	班 別	水系	河川名	左右岸 の別	区間	距離 (km)
1	朝日－1班	六角川	牛津川	右岸	0 k 000 ～ 3 k 450 (六角川合流点)	3.45
			六角川	左岸	4 k 800 ～ 7 k 170	2.37
2	朝日－2班	六角川	六角川	右岸	6 k 010 ～ 11 k 300 (六角橋)	5.29
3	朝日－3班	六角川	六角川	左岸	7 k 170 ～ 13 k 500 (JR鉄道橋)	6.33
4	朝日－4班	六角川	六角川	左岸	13 k 500 ～ 18 k 900 (JR鉄道橋)	5.40
5	朝日－5班	六角川	六角川	右岸	11 k 300 ～ 17 k 390 (六角橋) (馬田橋)	6.09
6	朝日－6班	六角川	六角川	左岸	18 k 900 ～ 24 k 100 (新橋)	5.20
7	朝日－7班	六角川	六角川	右岸	17 k 390 ～ 24 k 100 (馬田橋) (新橋)	6.71
8	朝日－8班	六角川	六角川	左岸	24 k 100 ～ 26 k 300 (新橋) (武雄川合流点)	2.20
9	朝日－9班	六角川	武雄川	左岸	0 k 000 ～ 1 k 600 (六角川合流点) (直轄上流端)	1.60
			六角川	右岸	24 k 100 ～ 29 k 080 (新橋) (大日曜)	4.98
			六角川	右岸	29 k 080 ～ 31 k 500 (大日曜) (直轄上流端)	4.84
			六角川	左岸	26 k 300 ～ 29 k 080 (武雄川合流点) (大日曜)	2.78
10	朝日－10班	六角川	武雄川	右岸	0 k 000 ～ 1 k 600 (六角川合流点) (直轄上流端)	1.60
			六角川	左岸	29 k 080 ～ 31 k 500 (大日曜) (直轄上流端)	4.84
			六角川	左右岸	～ (大坪橋) (焼山川合流点)	1.70
巡視延長						61.93 km

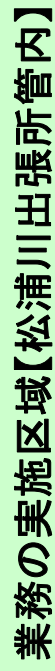
1	牛津－1班	六角川	六角川	左岸	2 k 870 ～ 4 k 720 (牛津川合流点)	1.85
		六角川	六角川	右岸	2 k 130 ～ 6 k 010	3.88
		六角川	牛津川	左岸	0 k 000 ～ 3 k 800 (牛津川橋(東))	3.80
2	牛津－2班	六角川	牛津川	左岸	3 k 800 ～ 10 k 100 (牛津川橋(東)) (牛津川橋)	6.30
3	牛津－3班	六角川	牛津川	右岸	3 k 450 ～ 10 k 100 (牛津川橋)	6.65
4	牛津－4班	六角川	牛津川	左岸	10 k 100 ～ 15 k 400 (牛津川橋) (今出川合流点)	5.30
5	牛津－5班	六角川	牛津川	右岸	10 k 100 ～ 15 k 100 (牛津川橋) (石原川合流点)	5.00
6	牛津－6班	六角川	牛津川	左岸	15 k 400 ～ 18 k 300 (今出川合流点) (辻の平橋)	2.90
7	牛津－7班	六角川	牛津川	右岸	15 k 100 ～ 18 k 300 (石原川合流点) (辻の平橋)	3.20
		六角川	牛津川	－	牟田辺遊水地	
8	牛津－8班	六角川	牛津川	左岸	18 k 300 ～ 23 k 350 (辻の平橋) (直轄上流端)	5.05
9	牛津－9班	六角川	牛津川	右岸	18 k 300 ～ 23 k 350 (辻の平橋) (直轄上流端)	5.05
巡視延長						48.98 km

【参考】武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定区域図



【参考】武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定区域図





左岸 東松浦郡厳木町大字広瀬字篠の坂667番の4地先 松浦川合流点
右岸 東松浦郡厳木町大字広瀬字立草2386番の1地先 松浦川合流点

【参考】 武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定区域図

